公売様式第14号　　東京都羽村市

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

次の売却区分番号に係る公売財産の入札又は買受申込みを行うに当って、公売保証金を東京都羽村市指定金融機関の公金収納口への振込みにより納付しました。

入札又は買受申込みを行う **公売財産の売却区分番号**		
公売保証金振込者名 ①公売保証金の振込者名と入札者又は買受申込者は、同一の者でなければなりません。 ②法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。	住所又は所在地	電話番号
	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名又は名称	
	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名又は名称	

公売保証金の払渡請求 ※公売保証金を入札者又は買受申込者へ返還する先の口座です。かならず入札者又は買受申込者本人の口座を記載してください。	公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金について、次の口座への振込みによる払渡しを請求いたします。	
	氏名（名称）	
	振込先の金融機関名	銀行・組合　本店・本所 金庫・農協・漁協　支店・支所
	預貯金の種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ 通知 ・ 別段
	口座番号	

市指定公金収納口

公売保証金は次の市指定公金収納口へ振り込んでください。

名　　称	:西多摩農業協同組合（5037）	ﾆｼﾀﾏﾉｳｷｮｳｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲ
本　支　店	:本店（001）	ﾎﾝﾃﾝ
口座種別	:普通口座	ﾌﾂｳ
口座番号	:0058354	0058354
口座名義人	:東京都羽村市納税課長 持田　幸治	ﾄｳｷｮｳﾄﾊﾑﾗｼﾉｳｾﾞｲｶﾁｮｳ ﾓﾁﾀﾞ ｺｳｼﾞ

割印

金融機関の証明書（振込金受取書）の貼付箇所

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください。
なお、貼付けに当たっては、剥がれないように確実に貼り付けた上、割印をしてください。
また、振込みに当たっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いのないようにお願いします。

公売保証金の振込みについての注意事項

1 公売保証金振込通知書兼払渡請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
2 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
※公売保証金振込者と入札者又は買受申込者とが異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。
3 公売保証金は、執行機関が定める期限までに、東京都羽村市指定金融機関の口座に入金済とされていなければなりません。
なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
※執行機関が定める期限までに、東京都羽村市指定金融機関の口座への入金が確認できない場合は、入札又は買受申込みができませんので、振り込みは、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。
4 この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
※誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件にかかる公売保証金を振り込んでください。なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還いたします。(差額納付などを希望される場合は、東京都羽村市納税課までご連絡願います。)
5 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
なお、別途、「払渡請求書(領収証書)」を提出していただく場合がありますので、執行機関から送付された場合は、必要事項を記載の上、速やかにご返送ください。
※公売保証金は買受申込者に返還しますので、「公売保証金の返還請求」欄に記載する預金口座は、買受申込者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。
公売保証金振込通知書兼払渡請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。